

介護職員の処遇改善を進め、高齢者の暮らしと介護サービスの充実を 求める意見書

高齢者人口は増加を続け、2025年には30.0%に達すると予想され、「2025年問題」も目前に迫っている。介護保険制度は、介護の社会化を実現し、介護サービスの量的拡大を達成するために、市場システムを大幅に導入したが、結果として介護職員の雇用・賃金・労働条件が加速度的に悪化し、人材不足が深刻化している。

持続可能な社会保障制度の確立を図るという名目で、要支援者に対する訪問介護と通所介護が2017年4月までに全ての市区町村で、介護給付から市区町村事業に移行され、2018年4月の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの一層の推進等が示され、実行された。また2018年4月に改定された介護報酬では、0.54%のプラス改定となったが、加算項目がふえたことにより介護職員の労働過重になっている。

さらに、要介護1・2までの介護認定者の給付抑制や介護労働者の処遇低下、サービス事業所の撤退、サービスの地域間格差が拡大されることを危惧する。このままでは介護保険事業そのものの存続が危ぶまれる。2018年5月に、厚生労働省が公表した「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」では、2025年度には36.6万人の介護人材が不足すると推計している。人材不足は地方自治体の介護施策にも深刻な影響を与えることから、看過できない。したがって、国において、安全・安心の介護を実現するため介護職員の処遇改善について実質的な対策を講じることは急務である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く要望する。

記

- 1 介護職員の離職率が依然として高く常態化している現状を直視し、介護職員の処遇を改善し、働きがい・生きがいを持てるようにし、人材確保と離職防止を促進する具体の施策を講ずること。
- 2 介護職員の処遇改善については、処遇改善加算の請求状況の検証と職員の賃金に適正に反映されることが検証できる仕組みを構築すること。
- 3 介護職キャリアパスを経験及び資格・研修に対応する職務と適正な賃金体系として確立し、広く普及させること。
- 4 訪問介護について、生活援助のみサービスの要件を緩和し、サービス提供責任者の常勤要件を緩和しないこと。
- 5 介護給付の適正化事業について、「適正化」に名をかりた給付抑制につながらないように厳格な運用をすること。

6 地域包括支援センターの機能強化のために財源保障を拡充すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年3月26日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重